

社会福祉法人 まほろば 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろば（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額等）

第2条 法人の役員及び評議員の報酬は、次に定める額とする。

- | | | |
|-----------------------|-------|---------|
| (1) 理事会及び評議員会への出席 | 1回につき | 12,000円 |
| (2) 監事監査 | 1回につき | 12,000円 |
| (3) 上記(1)及び(2)以外の法人業務 | | |
| ① 理事長 | 1回につき | 12,000円 |
| ② 役員(①を除く)及び評議員 | 1回につき | 10,000円 |
- 2 前項の規定にかかわらず、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事には、当該報酬を支払わないものとする。
- 3 法人の全理事の報酬総額は、年間90万円以内とする。
- 4 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 法人の全評議員の報酬総額は、定款第9条で定める金額の範囲内とする。

（報酬の支払方法等）

第3条 報酬の支払方法及び形態は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、会議開催等の都度、支払うものとする。
- (2) 報酬及び費用は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- (3) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支払うものとする。

（公表）

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

（費用弁償）

第6条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会等へ出席した場合には、費用弁償として旅費規程に定める額を支給する。

附 則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 - 3 この規程は、平成30年3月27日から施行し、平成29年6月14日から適用する。
 - 4 この規程は、平成30年7月31日から施行する。